

新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則

新	旧
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」、「車両(組合せ)通行止め」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中(当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。)の車両</p> <p>イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両</p> <p>ウ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの</p> <p>エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの</p> <p>オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章(別</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>自転車通行止め</u>」、「車両(組合せ)通行止め」、「<u>自転車及び歩行者等専用</u>」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。</p> <p>ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中(当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。)の車両</p> <p>イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両</p> <p>ウ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの</p> <p>エ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの</p> <p>オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章(別</p>

新	旧
<p>記第1号様式)を掲出しているもの</p> <p>(ア)専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両</p> <p>(イ)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両</p> <p>(ウ)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両</p> <p>(エ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村(市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。)が使用中の一般廃棄物の収集専用車両</p> <p>(オ)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき、電報の配達のため使用中の車両</p> <p>(カ)道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両</p> <p>(キ)電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両</p> <p>(ク)報道機関が緊急取材のため使用中の車両</p> <p>(ケ)執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両</p> <p>(コ)国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第3条から第7条まで (略)</p> <p>(自動車以外の車両の牽(けん)引制限)</p> <p>第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽(けん)引してはならない。</p> <p>(1)牽(けん)引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽(けん)引されるための装置を有するリヤカー1台を牽(けん)引するとき。</p>	<p>記第1号様式)を掲出しているもの</p> <p>(ア)専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両</p> <p>(イ)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両</p> <p>(ウ)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両</p> <p>(エ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村(市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。)が使用中の一般廃棄物の収集専用車両</p> <p>(オ)電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき、電報の配達のため使用中の車両</p> <p>(カ)道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両</p> <p>(キ)電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両</p> <p>(ク)報道機関が緊急取材のため使用中の車両</p> <p>(ケ)執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両</p> <p>(コ)国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>第3条から第7条まで (略)</p> <p>(自動車以外の車両の牽(けん)引制限)</p> <p>第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両(トロリーバスを除く。)の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽(けん)引してはならない。</p> <p>(1)牽(けん)引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽(けん)引されるための装置を有するリヤカー1台を牽(けん)引するとき。</p>

新	旧
<p>(2)原動機付自転車で、故障その他の理由により牽（けん）引することがやむを得ない<u>一般原動機付自転車</u>（以下「故障車」という。）1台を次に定めるところにより牽（けん）引するとき。</p> <p>ア 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。</p> <p>イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。</p> <p>ウ 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。</p> <p>エ 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。</p>	<p>(2)原動機付自転車で、故障その他の理由により牽（けん）引することがやむを得ない<u>原動機付自転車</u>（以下「故障車」という。）1台を次に定めるところにより牽（けん）引するとき。</p> <p>ア 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。</p> <p>イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。</p> <p>ウ 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。</p> <p>エ 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。</p>